○主民基本台長去こ基づく本人権認青報の利用及び是共こ関する条列施庁規則 (平戊二十五)半千葉県規則第三号)

「一〇住民基才子帆治に基づくオノ確認情幸の利月及で勃伊に関うで多侈が名表見(平月二十〇年民基才子帆治に基づくオノ確認情幸の利月及で勃伊に関うで多侈が名表見(平月二十	2、19 万二十五年 1 美男男第三号)
改正後	
(趣旨)	(趣) (趣)
第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に 第一条 この	第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に
関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」とい	関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」とい
う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(住基条例別表第一の規則で定める事務)	(住基条例別表第一の規則で定める事務)
第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄	別表第一の上欄 第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、
に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。	に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。
(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)	(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)
第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別 第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別	第三条 住基条例第二条第二
	- 0 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- 利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるもの 情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号 するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 (以下この条において「準ずる保護」という。) を必要とする状態にある 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準ずる保護 次の各号に掲げるとおりとする。
- じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準 生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の
- に対する準ずる保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人 申請 実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応
- ついての審査又はその申請に対する応答 に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実に一生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定
- に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、 ついての審査又はその申請に対する応答 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定 その申請に係る事実に
- 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定

- 利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるもの するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号 確認 生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の(以下この条において「準ずる保護」という。)を必要とする状態にある 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準ずる保護 次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準 申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応 じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の
- 三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人 に対する準ずる保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事 実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 兀 に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実に一生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定 ついての審査又はその申請に対する応答
- ついての審査又はその申請に対する応答 に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定 その申請に係る事実に
- 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第 一項の規定

ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務 に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に

象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しく は住所の変更の事実の確認 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対

係る徴収金の徴収を含む。)の対象となる者の生存の事実又は氏名若しく 項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収 住所の変更の事実の確認 一同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第

第四条 る事務のうち規則で定めるものは、 めの給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げ 同号に規定する私立高等学校等奨学のた

第五条 の申請に対する応答に関する事務とする。 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げ

る事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校 はその申請に対する応答に関する事務とする。 費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 的とするものを除く。)の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経 (後期課程に限る。)又は専修学校(高等課程に限り、准看護師の養成を目

課程に限る。)の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経 る事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校(後期 はその申請に対する応答に関する事務とする。 費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げ

る事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げ

格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 る私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。)の受給資 私立高等学校等学び直し支援金(番号利用条例別表第一第五号に規定す 対する応答に関する事務

一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八 二項第三号に規定する保護者等をいう。 以下同じ。)の収入

> ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務 は住所の変更の事実の確認 象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しく に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対

係る徴収金の徴収を含む。)の対象となる者の生存の事実又は氏名若しく は住所の変更の事実の確認 生活保護法第七十七条第一項、 項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収 (同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に 第七十七条の二第一項又は第七十八条第

第四条 めの給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ る事務のうち規則で定めるものは、 の申請に対する応答に関する事務とする。 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一 同号に規定する私立高等学校等奨学のた 第二号に掲げ

|第五条||住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げ 費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又的とするものを除く。)の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経 る事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校 はその申請に対する応答に関する事務とする。 (後期課程に限る。) 又は専修学校(高等課程に限り、准看護師の養成を目

第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げ る事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校 費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 課程に限る。)の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経 はその申請に対する応答に関する事務とする。 (後期

第七条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げ

る事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 る私立高等学校等学び直し支援金をいう。次号において同じ。)の受給資 私立高等学校等学び直し支援金(番号利用条例別表第一第五号に規定す

二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八 第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。 以下同じ。)の収入

対する芯答こ関する事务の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

る。の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとすの上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるものは、別表第二第八条(住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二

(住基条例第三条第二号の規則で定める事務)

関する事務とする。 関する事務とする。 関する事務とする。 関連、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に 関 (特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四 (特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四 第九条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げ 第4

その申請に対する応答に関する事務とする。ための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学の第十条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げ

第十一条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲 げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。 第十一条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲

する応答に関する事務認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対公立高等学校学び直し支援金をいう。次号において同じ。)の受給資格の一公立高等学校学び直し支援金(番号利用条例別表第一第八号に規定する「デース・データー)

出に対する応答に関する事務収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届二、公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の

- <五高浄牟及浄亰女科を弁りとりつえ爰え、香号川月長川川長等一等ルーザる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。- 第十二条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第九号に掲げ

ての審査又はその申請に対する応答に関する事務いて同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実につい号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。次号にお一公立高等学校等専攻科修学のための支援金(番号利用条例別表第一第九

の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者

対する応答に関する事務の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとす第八条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第1

(住基条例第三条第二号の規則で定める事務)

関する事務とする。

関する事務とする。

東、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に
、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に
、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四
、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四
、特別支援学校への就学のため必要な経費

その申請に対する応答に関する事務とする。ための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学の第十条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げ

する応答に関する事務認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対公立高等学校学び直し支援金をいう。次号において同じ。)の受給資格の公立高等学校学び直し支援金(番号利用条例別表第一第八号に規定するがる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

出に対する応答に関する事務収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届一公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の

| 一〇左高亭芹交亭厚女斗奓芹のこかの友爱を(番号刊用条列刊長第一第1|| げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。|| 第十二条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第九号に掲

ての審査又はその申請に対する応答に関する事務いて同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についいて同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実につい号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金(番号利用条例別表第一第九公立高等学校等専攻科修学のための支援金(番号利用条例別表第一第九

の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審|| 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者|

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)査又はその届出に対する応答に関する事務

に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)の例によるもに関する技術的基準にでは、電気通信回線を通じた送信又は送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は必気ディスク(これに準ずる方法によとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク(これに準ずる方法により、の機能によるもの人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるもの第十三条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本 第

別表第一(第二条)

号の 号の規則で定める事務 号の規則で定める事務|十八号) |号の規則で定める事務||第二十五条第四項の提出に係る宗教法人の代表 号の規則で定める事務 住基条例別表第一 住基条例別表第一第六 住基条例別表第 住基条例別表第一第五 住基条例別表第 |規則で定める事務||三十八年法律第六十一号)||第三条第一項の支給 第七 第八 第四 戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 |宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号) いる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変 若しくは住所の変更の事実の確認 を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名 役員又はその代務者の生存の事実又は氏名若し 、は住所の確認 の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名給付を受ける権利を有する者又は給付の額 の受理又はその申出若しくは届出に係る事実 の安否の確認をするために必要な情報の提供 若しくは住所の変更の事実の確認 についての審査 ついての審査又はその請求に対する応答 事実の確認 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出 給付の請求の受理、 県民の安否の確認 県民の住所地の市町村長に対する当該県民 第四条の戦傷病者手帳の交付を受けて (昭和三十八年法律第百六 その請求に係る事実に (昭和

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)査又はその届出に対する応答に関する事務

のとする。

一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)の例によるも、電気通信回線を通じた送信又は送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又はらっ定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)のとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)の操作によるもの人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるもの人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるもの人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるもの人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとする。

別表第一(第二条)

- 1 ▽ 倶 1の ろ ― ろ 更 ろ 利 円 利 そ 理 の 提 十 談 2		実の確認	いる者の生存の事実又	号の規則で定める事務 十八号) 第四条の戦傷病者手	住基条例別表第一第八戦傷病者特別援護法	若しくは住所の変更の	を受ける権利を有する者	号の規則で定める事務三十八年法律第六十一	住基条例別表第一第七戦没者等の妻に対する特別給	若しくは住所の変更	の加算の原因となる者	三 給付を受ける権利を	についての審査	の受理又はその申出	二 給付を受ける権利	号の規則で定める事務 ついての審査又はそ	住基条例別表第一第六 一給付の請求の受理	くは住所の確認	役員又はその代務者の	号の規則で定める事務第二十五条第四項の提	住基条例別表第一第五宗教法人法(昭和二十六	二 県民の安否の確認	その規則で気める事務 の第四の確認をでる	つ見川で至りる事务 つそらつ 産忍
---	--	------	------------	-----------------------------	---------------------	------------	-------------	----------------------	-------------------------	-----------	------------	-------------	---------	-----------	------------	----------------------	-----------------------	---------	------------	----------------------	-----------------------	------------	----------------------	-------------------

住基条	住基条例別表第一第十 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法
養	名若しくは住所の変更の事実の確認の過過金の過過をすべき者の生存の事実とは
・ 五号の	号の規則で定める事(八号) による児童扶養手当の支給に
住基冬	条例別表第一第十児童扶養手当法(昭和三十六年法
	査
	の受理又はその届出に係る事実についての審
	の記載事項の変更の届
	二 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給
	請に対する応答
務	務の申請に係る事実についての審査又はその申
四号の	四号の規則で定める事 付に関する受給者証の交付の申請の受理、そ
住基冬	住基条例別表第一第十 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給
	務の対象となる者の氏名又は住所の確認
	て準用する場合を含む。)の調査に関する事
	第十三条第二項にお
	所の確認
	理に関する事務の対象となる者の氏名又は住
務	務 「法」という。)第八条第一項の審査及び整
三号の	三号の規則で定める事 五年法律第百十一号。以下この項において
住基冬	住基条例別表第一第十一 がん登録等の推進に関する法律(平成二十
	更の事実の確認
	保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変
務	規定による貸付けを受けた者又
一号の	号の規則で定める事 条例(平成五年千葉県条例第二号)第六条第
住基冬	住基条例別表第一第十千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付
	若しくは住所の変更の事実の確認
	を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名
号の相	号の規則で定める事務 和四十一年法律第百九号)第三条第一項の支給
住基冬	住基条例別表第一第十戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭
	所の変更の事実の確認
	利を有する者の生存の事実又は氏名若しく
号の钼	で定める事務 和四十年法律第百号)第三条の支給を受ける
住基冬	住基条例別表第一第九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭

第十児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法	住基条例別表第一第
名若しくは住所の変更の事実の確認	
の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏	務
八号) による児童扶養手当の支給に係る過誤	五号の規則で定める事
7十 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十	住基条例別表第一第
查	
の受理又はその届出に係る事実についての審	
付に関する受給者証の記載事項の変更の届出	
二 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給	
請に対する応答	
の申請に係る事実についての審査又はその申	務
付に関する受給者証の交	四号の規則で定める事
子障害等に係る医療の	住基条例別表第一第
務の対象となる者の氏名又は住所の確認	
て準用する場合を含む。)の調査に関する事	
二 法第十条第二項(法第十三条第二項におい	
所の確認	
理に関する事務の対象となる者の氏名又は住	
「法」という。) 第八条第一項の審査及び整	務
五年法律第百十一号。以下この項にお	三号の規則で定める事
第十一 がん登録等の推進に関する法律(平成二十)	住基条例別表第一第
更の事実の確認	
保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変	
項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯	務
条	一号の規則で定める事
7十 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付	住基条例別表第一第
若しくは住所の変更の事実の確認	
を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名	
+務 和四十一年法律第百九号)第三条第一項の支給	号の規則で定める事務
第十戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭	住基条例別表第一第
所の変更の事実の確認	
利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは	
和四十年法律第百号)第三条の支給を受ける	で定め
沢九 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭	住基条例別表第一第九

甲請に対する応答	
理、その申請に係る事実についての審査又はそ	
四十五号)第三十三条第一項の交付の申請の受	事務
の確保等に	十二号の規則で定める
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	住基条例別表第一第二医薬品
事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
帯保証人	務
県条例第四十五号) 第五条第一項の	十号の規則で定める事
千葉県医師修学資金	住基条例別表第一第二
の確認	
生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実	
る貸付けを受けた者又はその連帯保証人	務
+ 十八年千葉県条例第一号)第五条第一項の規定	八号の規則で定める事
千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭	住基条例別表第一第十
の確認	
生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実	
る貸付けを受けた者又はその連帯保証人	務
年千葉県条例第三十三号) 第六条第一項	七号の規則で定める事
千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和三	条例別
その申請に対する応答	
理、その申請に係る事実についての審査又は	
の交付の申請の	
事実につ	
条の四の	
対する応答	
請に係る事実についての審査又はその申請に	
一項の	務
	六号の規則で定める事
-	住基条例別表第一第十
、住所又は生年月	
の保護者(法第二条に規定する保護者をい	
る児童又	
二項の措置のうち、法第六条	る事務
律第八十二号。以下この項において「法」とい	五号の二の規則で定め律第八十二号。

務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 の規則で定める事以下この項において「法」という。) がする応答 一項の規則で定める事に係る事実についての審査 大条例別表第一第十一業県保健師等修学資金貸付条例、昭和 条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例、昭和 の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規則で定める事十八年千葉県保健師等修学資金貸付条例、昭和 の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の表別別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例、昭和 の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の表帯の連帯保 による貸付けを受けた者又はその連帯保 による貸付けを受けた者又はその連帯保 による貸付けを受けた者又はその連帯保 による貸付けを受けた者又はその連帯保 による貸付けを受けた者又はその連帯保 では、名若しくは住所の変更の事実 の確認 の確認 の確認 の確認 の確認 の確認 の確認 の確認	の申青こ対する法等理、その申請に係る事実についての審査又はそ四十五号)第三十三条第一項の交付の申請の受	事務
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 が する応答	の確保等に関する法律(昭和三十五年法医薬品、医療機器等の品質、有効性及び	二号の規則 基条例別表
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和の規則で定める事件、任手集集条例第三十三号)第六条第一項の規則で定める事件、任手業県保健師等修学資金貸付条例(昭和上、よる貸付けを受けた者又はその連帯保生存の事実又は氏名若しくは住所の変更生存の事実又は氏名若しくは住所の変更生存の事実又は氏名若しくは住所の変更生存の事実又は氏名若しくは住所の変更生存の事実とは氏名若しくは住所の変更生存の事実とは氏名若しくは住所の変更生存の事実とは氏名若しくは住所の変更生存の事実と対する応答。)の確認による貸付けを受けた者又はその連帯保による貸付けを受けた者又はその連帯保による貸付けを受けた者又はその連帯保による貸付けを受けた者又はその連帯保存の連帯保護の表別表第一第二十三号)第五条第一項の規定の機関である事具条例第四十五号)第五条第一項の規定を受けた者又は近代の連帯保証人の機関が表別表第二項の措置のうち、法第の規則で定める事具を対している。	実又は氏名若しくは住所の変更の事実の	
	貸付けを受けた者又はその連帯保証人の	
	県条例第四十五号) 第五条第一項の規定に	号の
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 「項の規定による通告に係る児童又は当の規則で定める事以下この項において「法」という。)の規則で定める事年千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和年本の事業との事業との地での審査とよる貸付けを受けた者という。)とは住所の変更となる事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の確認 「本行政との事業とは、「本行政との事業とのの確認」という。) 第八条第二項の登録の申請の受理とは、「本行政との事業とののでは、「本行政との事業とののでは、「本行政との事業とののでは、「本行政と、「本行政と、「本行政、「本行政、「本行政、「本行政、「本行政、「本行政、「本行政、「本行政	千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年	基条例別表第
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 九条の二第一項の登録の申請の受理、 九条の二第一項の登録の申請の受理、 大条の二第一項の登録の申請の受理、 対する応答 三 法第六十九条の四の届出の受理又は という。) 一項の規定による通告に係る児童又は半 一項の規定による通告に係る児童又は半 一項の規定による通告に係る児童又は一 一項の規定による通告に係る児童又はその連帯保 をの申請に係る事実についての審査 という。) 一項の規定による通告に係る児童又は という。) 一項の規定による通告に係る児童又は という。) 一項の規定による通告に係る児童又は という。) 一項の規定による通告に係る児童又は という。) 一項の規定による通告に係る児童又は との申請の受理 との申請に係る事実についての審査 とよる貸付けを受けた者又はその連帯保 をの事ま又は氏名若しくは住所の変更 とよる貸付けを受けた者又はその連帯保 をでの事実又は氏名若しくは住所の変更 とよる貸付を受けた者又はその連帯保 をでの事実とは氏名若しくは住所の変更 とよる貸付けを受けた者とは住所の変更 とよる貸付けを受けた者とは という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と という。) 本語の受理と といる事実と という。) 本語の受理と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といるの。 といる事と といる事と といるの。 といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といる事と といるの。 と	確認	
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 「項の規定による通告に係る児童又は当 「	存の事実又は氏名若しくは住所の変更の	
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第の規則で定める事十八年千葉県条例第三十三号)第五条第一項の規則で定める事年千葉県条例第三十三号)第六条第二中で規則で定める事年千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十千葉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十八年千葉県条例第一号)第五条第一項条例別表第一第十八年千葉県条例第一号)第五条第一項条例別表第一項の表別別表第二項の提供の表別の表別表別表別の表別を表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別の表別を表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	による貸付けを受けた者又はその連帯保証人	務
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 九条の二第一項の登録の申請の受理、 計に係る事実についての審査又はその規則で定める事 年千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の表 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の表 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項の表 一項のを付の申 一の確認 一の確認 一の確認 一のでのを 一のでは 一のでのを 一のでので 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでのを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでのを 一のでのを 一のでを 一のでを 一のでのを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一のでを 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので 一ので	十八年千葉県条例第一号) 第五条第一	号
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 の規則で定める事 以下この項において「法」という。) の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 九条の二第一項の登録の申請の受理、 計に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の理では 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の理では 一項の理では 一項の理では 一項の理では 一項の理では 一項の理では 一項の理では 一項ので付の申 一項ので付の申 一項ので付の申 一項ので付の申 一項ので付の申 一項ので付の申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 一項のでがの申 による貸付けを受けた者又は任所の変更 の確認 の確認	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例	基条例別表第
務 「	の確認	
務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 の規則で定める事 以下この項において「法」という。) の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 九条の二第一項の登録の申請の受理、 計に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 世、その申請に対する応答 一項の規定による通告に係る児童又は半 をの申請に対する応答 一年、その申請に対する応答 による貸付けを受けた者又はその連帯保 である事年千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和 をの申請に対する応答 による貸付けを受けた者又はその連帯保 である事年千葉県条例第三十三号)第六条第一項 である事年千葉県条列第三十三号)第六条第一項 である事年千葉県を対する応答	の事実又は氏名若しくは住所の変更の	
務 「う。」第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は当 を例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十 条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十 大条の二第一項の登録の申請の受理、 大条の二第一項の登録の申請の受理、 一項の規定による通告に係る児童又はその は、その申請に対する応答 一項の規定による通告に係る児童又はその 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 一項の規定による通告に係る児童又は当 をの申請に対する応答 一次の申請の受理、 一次の申請に対する応答 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に係る事実についての審査 一次の申請に対する応答	の連帯保	務
条例別表第一第十一千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十九条の二第一項の登録の申請の受理、計に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 との申請に対する応答 せいいのの届出の受理又は 一年、その申請に対する応答 はに係る事実についての審査 との申請に対する応答 おりの は という。) 第八条第二項の措置のうち、法第 に 法第六十九条の に が に が に が に が に が に が に が に が に が に	年千葉県条例第三十三号)第六条第一項の	号の規則
務 「う。」第八条第二項の措置のうち、法第 一項の規定による通告に係る児童又は子の規則で定める事 以下この項において「法」という。) の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 九条の二第一項の登録の申請の受理、 計に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 出に係る事実についての審査 一項の規定による通告に係る児童又は当 をの申請に係る事実についての審査 一次での申請に係る事実についての審査 という。) 一項の規定による通告に係る児童又は当 をの申請に係る事実についての審査 での申請に係る事実についての審査 という。) 一項の規定による通告に係る児童又は当 をの申請に対する応答	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和	基条例別表第一
理、その申請に係る事実についての審 一項の規定による通告に係る児童又は半 条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十 条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十 九条の二第一項の登録の申請の受理又は 計に係る事実についての審査又はその 一項の規定による通告に係る児童又は当 対する応答 出に係る事実についての審査又はその 一項の規定による通告に係る児童又は当 対する応答	その申請に対する応答	
(国際の大学の大学の大学の大学の大学の大学の関連を表現的である事業についての審査を表現的である事が、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	その申請に係る事実についての審査	
務 は は は は は は は は は は に は は に は は に は は に に は に に は に に は に に に に に に に に に に に に に	法第六十九条の七第一項の交付の申請	
 一項の規定による通告に係る児童又は条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条の別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十条の二第一項の登録の申請の受理、計算に係る事 以下この項において「法」という。)の氏名、住所又は生年月日の確認者を可以表別表別では、当時では、一項の規定による通告に係る児童又は当時では、 一項の規定による通告に係る児童又は当時では、 	に係る事実についての審	
対する応答 対するに対しているのを 対するに対しているのを 対するに対しているのを 対するのと 対するに対しているのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと 対するのと がするのと 対するのと はのと はのと はのと はのと はのと はのと はのと は	九条の四の届出の受理又は	
まに係る事実についての審査又はその の規則で定める事 以下この項において「法」という。) の規則で定める事 以下この項において「法」という。) 条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十 う。)の氏名、住所又は生年月日の確認 の保護者(法第二条に規定する保護者を での規定による通告に係る児童又は当 の保護者を	する応答	
大条の二第一項の登録の申請の受理、の規則で定める事 以下この項において「法」という。)条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十の保護者(法第二条に規定する保護者をの保護者(法第二条に規定する保護者を可収規定による通告に係る児童又は当務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第	に係る事実についての審査又はその	
の規則で定める事 以下この項において「法」という。)条例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百二十の保護者(法第二条に規定する保護者をの保護者(法第二条に規定する保護者を一項の規定による通告に係る児童又は当務 う。)第八条第二項の措置のうち、法第	の登録の申請の受理、	務
例別表第一第十一 介護保険法(平成九年法律第百一 う。)の氏名、住所又は生年月日のの保護者(法第二条に規定する保護一項の規定による通告に係る児童又う。)第八条第二項の措置のうち、	以下この項におい	六号の規則で定める。
う。)の氏名、住所又は生年月日のの保護者(法第二条に規定する保護一項の規定による通告に係る児童又う。)第八条第二項の措置のうち、	一 介護保険法(平成九年	基条例別表第
の保護者(法第二条に規定する保護一項の規定による通告に係る児童又う。)第八条第二項の措置のうち、	う。)の氏名、住所又は生	
一項の規定による通告に係る児童又う。)第八条第二項の措置のうち、	陈護者(法第二条に規定する保護者を	
う。) 第八条第二項の措置のうち、	一項の規定による通告に係る児童又は当該児	
	う。) 第八条第二項の措置のうち、法第六条第	る事務

扭	_	一 理 その申請に係る事実についての審査又は
1		「条例」という。)第十条の許可の申請の
任		務 年千葉県条例第十二号。以下この項に
及 及	十八号の規則で定める住基条例別表第一第二	十八号の規則で定める 及び災害の発生の防止に関する条例(平成九 住基条例別表第一第二 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染
兀		項の変更の届
14		に係る事実
三		Ŧī.
押		理又はその届出に係る事実についての審査
_		_
σ		の審査
屈		
Š		う。)第七条第十一項又は第十二項の変更の
_	事務	-八号。以下この
閗	十五号の規則で定める	号の規則で定める 関する法律施行規則(平成十四年環境省令
_	住基条例別表第一第二	別表第一第二 鳥獣の保護及び管理並び
14		はその届出に係る事実についての審査
=		項の変更の届
14		はその届出に係る事実についての審査
_		変更の届
す		
1		に係る事実についての審査又はその申請に対
久		条第一項の狩猟免許の申請の受理、その申請
下	事務	事務 下この項において「法」という。)第三十九
閗	十四号の規則で定める	十四号の規則で定める 関する法律(平成十四年法律第八十八号。以
_	住基条例別表第一第二	住基条例別表第一第二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
Z		その届出に係る事実についての審査
_		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
LA		いての審査又はその申請に対する応答
彩		登録の申請の受理、その申請に係る事実につ
1.7	事務	いて「条
久	十三号の規則で定める	条例(昭和六十年千葉県条例
_	住基条例別表第一第二	住基条例別表第一第二 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する

				_
事務・おりの規則で定めるは基条例別表第一第二	事 務	十五号の規則で定める住基条例別表第一第二	事務 事務 規則で定める	基条例別表第一 三号の規則で定 三号の規則で定
理、その申請に係る事実についての審査又は「条例」という。)第十条の許可の申請の受年千葉県条例第十二号。以下この項において及び災害の発生の防止に関する条例(平成九人で乗県土砂等の埋立て等による土壌の汚染	スはその届出に係る事実についての審査 三 省令第十一条の二第九項の変更の届出の受理 理又はその届出に係る事実についての審査 理又はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査 はその届出に係る事実についての審査	関する法律施行規則(平成十四年環境省令第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化にはその届出に係る事実についての審査 三 法第六十一条第四項の変更の届出の受理又	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 に、 は、 に、 は、 で、 は、 で、 は、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	大り保護など管理をどこ存託り適三公式の保護など管理をどこ存託り適三公開の第一個の受理、その申請に係る事実にのする応答の申請の受理、その申請に係る事実にので「条例」という。)第三条第一項(昭和六十年千葉県条例第十九号。次業県浄化槽保守点検業者の登録に関す

号の規則で定める業別で定める業別で定める業別で定める業別でによる業別でによる。	、に 号 代 二 部 活 名 非 各 住 定 条 確 理 条 の 設 の : 係) 化 号 を 動 又 営 号 所 非 第 認 事 立 取 、 る 第 資 。 改 の は 利 の 営 一
事務 十三条第三項の取消しの十五号の規則で定める 号。以下この項において住基条例別表第一第三一 特定非営利活動促進法	十三条第三項の取消しの対象となる特定非営 規則で定める 号。以下この項において「法」という。)第 別表第一第三 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	四条例第二十二条第二項の届出の受理又は

本の通知に係る事実についての審査	₩の見りになっ	事実についての審査一項の変更の届出の受はその申請に対する応受理、その申請に係る	十号の規則で定める事 号。次号において「法」という。) 第三条の 住基条例別表第一第四 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四	まに対する応答 事務 高に対する応答 本書についての審査又はその申 一 法第十六条第一項の許可の申請の受理、そ 事実についての審査又はその申請に対する応 事実についての審査又はその申請に対する応 事実についての審査又はその申請に対する応 事実についての審査又はその申請に対する応	条例別表第一第三一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二 理又はその届出に係る事実についての審査 法第三十二条の七第一項の変更の届出のについての審査又はその申請に対する応答	事務 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実十八号の規則で定める 号。次号において「法」という。)第三十二 住基条例別表第一第三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一	実の確認 「実の確認」を表別の表第一第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十年基条例別表第一第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十年基条例別表第一第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十年基条例別表第一第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十年基条例別表第一第三独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十年基本の対象を表別の表別の表別の表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表
事務十一号の規則で定める			十号の規則で定める事住基条例別表第一第四	事務の規則で定める	· 条 例	事務十八号の規則で定める仕基条例別表第一第三	生基条例別表第一第三社
では、日本の通知に係る事実についての審査 である。 (昭和四十五年法律第九十六号。以下この項の通知の受理又はその通知の受理又はその通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 において「法」という。) 第十七条の二第一 でおいて「法」という。) 第十七条の二第一 でおいて「法」という。) 第十七条の二第一 である いっこの項	イココーはことはいいです。 はっこう 一 電気工事業の業務の適正化に関する法律	の届出に係る事実についての審査 二 法第九条第一項の変更の届出の受理又はいての審査又はその申請に対する応答 登録の申請の受理、その申請に係る事実に	尹 号。次号において「法」という。)第三条の四一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四	電話に対する応答 第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申	一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律理又はその届出に係る事実についての二 法第三十二条の七第一項の変更の届についての審査又はその申請に対する	─ 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実3 号。次号において「法」という。)第三十二二一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一	実の確認 実ので表 表に係る貸付けを受けた はに所の変更の事 表に係る貸付けを受けた を受けた の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事 を受けた を使いを を

の届出に係る事実についての審査 ニー 法第九条第一項の変更の届出の受理又はそ	
の審査又はその申請に対する応答の申請の受理。その申請に係る事実	教
号。次号において「法」という。) 第三条	十号の規則で定める事
一 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四	住基条例別表第一第四
請に対する応答	
の申請に係る事実についての審査又はその申	
二 法第十六条第一項の許可の申請の受理、そ	
答	
事実についての審査又はその申請に対する応	
第一項の許可の申請の受理、その申請に係る	事務
四号。次号において「法」という。)第五条	十九号の規則で定める
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百	住基条例別表第一第三
理又はその届出に係る事実についての審査	
二 法第三十二条の七第一項の変更の届出の受	
についての審査又はその申請に対する応答	
条の登録の申請の受理、その申請に係る事実	事務
号。次号において「法」という。) 第三十二	十八号の規則で定める
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一	住基条例別表第一第三
実の確認	
の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事	
者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人	
ロ又はハの貸付けの事業に係る貸付けを受けた	事務
四年法律第百四十七号)第十五条第一項第三号	十七号の規則で定める
犯立行政法人中小企業基盤整備模構法(平成十一	住基条何別表第一第三

う。)第十七条の二第一項又は第三項の登録	事務	事務 一
県条例第五号。次号において「条例」とい	十七号の規則で定める	規則で定める 県条例第五号。次号において「条例」と
千	住基条例別表第一第四	住基条例別表第一第四一 千葉県屋外広告物条例(昭和四十四年千葉
申請に対する応答		申請に対する応答
その申請に係る事実についての審査又はその		その申請に係る事実についての審査又はその
十八条第一項の		十八条第一項の認定
いての審査又はその申請に対		はその申請に対
の認定の申請の受理		の認定の申請の受理、その申
おいて「条	事務	例」という。)第十
関する条例(平成十五年千葉県	十六号の規則で定める	成十五年千葉県条例
一 千葉県里山の	住基条例別表第一第四	住基条例別表第一第四一 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に
の申請に対する応答		の申請に対する応答
理、その申請に係る事実についての審査又はそ	事務	事実についての審査又
号)第十六条第二項の講習会の受講の申請の受	十五号の規則で定める日	める 号)第十六条第二項の講習会の受講の申請
表第一第四家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九	例別	別表第一第四
その届出に係る事実についての審査	7	その
いて準用する場合を含む。)の届出の受理又は	事務	行を含む。)
(同法第六十八条	十四号の規則で定める第	号の規則で定める 第十八条第十七項(同法第六十八条第四項
表第一第四土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	住基条例別表第一第四上	住基条例別表第一第四土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)
変更の事実の確認	亦	
帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の	事務	の事実又は氏名若しくは住所
世代人材投資資金の交付を受けた者又はその連	十三号の規則で定める世	十三号の規則で定める世代人材投資資金の交付を受けた者又はその連
表第一第四就農のための研修を受ける青年に対する農業次	住基条例別表第一第四部	修を受ける青年に対する農業
に係る事実についての審査		に係る事実についての審
二 条例第二条の七の届出の受理又はその届出		二 条例第二条の七の届出の受理又はその届出
る応答		る応答
係る事実についての審査又はその申請に対す		係る事実についての審査又はその申請に対す
第二条の二の登録の申請の受理、その申請に	事務	事務 第二条の二の登録の申請の受理、その申請に
例第一号。次号において「条例」	号の規則で定める	号の規則で定める 例第一号。次号に
千葉県土採取条例(昭和四十九年千葉県条	住基条例別表第一第四	昭和
通知に係る事実についての審査		についての審
五項の通知		項の通知
審		ついての
三 法第三十四条第四項の届出の受理又はその		三 法第三十四条第四項の届出の受理又はその

管理委員会の項事務の号)第八十一条の告示に係る者の住所及 住基条例別表第二選挙 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第	管理委員会の項事務の号)第八十一条の告示に係る者の住所及び氏名住基条例別表第二選挙公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九
の審査の受理又はこれらの届出に係る事実についての受理又はこれらの届出に係る事実について、決策八十六条の匹第一項又は第二項の届出	の審査の受理又はこれらの届出に係る事実についての受理又はこれらの届出に係る事実について、法第八十六条の匹第一項又は第二項の届出
届出に係る事実につい	届出に係る事実について
ぬ則で定め <mark> </mark> 項から第三項までの□	欄第一号の規則で定め 項から第三項までの届出の受理又はこれらの
号において「法」とい	管理委員会の項事務の 号において「法」という。) 第八十六条第一
衣第二選挙 一 公職選挙法(昭和1	職選挙法(昭和二
	事実の確
	対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは
(新設)	六 法第百二条第二項から第四項までの命令の
	の事実の確認
	者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更
(新設)	五 法第百一条の七第二項の通知の対象となる
又は氏名若しくは住所の変更の事実の	又
ってはその代表者又は管理人)の生存	ってはその代表者又は管理人)の生存の事実
人の定めがあるものである	八の定めがあるものである
の役員、法人でない社団又は	その役員、法人でない社団又は財団で代表者
者(その者が法人であ	この者が法人である場合に
$\hat{\sigma}$	一条の四
所の変更	変更の事実の確
ってはその代表者又は管理人)の生存の事実	ってはその代表者又は管理人)の生存の事実
又は管理人の定めがあるものである場	への定
14	でない社団又は財団で代
の者が法人である場	って
二項の督	一条の四第十三項の督促の対
の東	は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
<u>い</u>	てはその代表者又は管理人)の生存の事実又
は管理人の定めがあるものである場合に	八の定めがあるものである場合にあ
い社団又は財団	の役員、法人でない社団又は財団で代表者又
る場合に	人である場合に
五十一条の四第六項	五十一条の四第六項
くは住所の変更の事実の確認	くは住所の変更の事実の確認

J
応答
則で定める事務 係る事実についての審査又はその請求に対する
委員の項事務の欄の規二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に
条例別表第二監査 地方自治法(昭和
る事務
欄第二号の規則で定めの確認

り 事 変	例	ı	
務の欄の	別表第二點		一号の規則で宮
規	查		で定めの
二百四十二冬	地方自治法		の確認
宋第一項の	(昭和二-		
の請求の受理	十二年法律第		
• `	第六		
:譜			
	の項事務の欄の規二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に	の規二百四十二条第一項の請求の受理、その請監査地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号	条第一項の請求の受理、その請求(昭和二十二年法律第六十七号)